

氏名	もり た よし ひこ 森 田 吉 彦
学位(専攻分野)	博 士 (人間・環境学)
学位記番号	人 博 第 407 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 人 間 ・ 環 境 学 専 攻
学位論文題目	日清修好条規の研究 日本・中華帝国・西洋国際社会の三角関係と東アジア秩序の二重性
論文調査委員	(主 査) 教 授 中 西 輝 政 教 授 西 村 稔 教 授 松 浦 茂

論 文 内 容 の 要 旨

本学位申請論文は序章と結論に加えて、第1章から第5章までの本論部分と合わせ、全部で7つの部分から成っている。これに、注にあたる部分と参考文献一覧を合わせて全148頁にわたる浩瀚なものとなっている。

まず序章においては、日本と中国の間の長い歴史の中で、明治4年(1871年)に結ばれた「日清修好条規」がもつ意義に触れ、同条規の締結をめぐる日本外交の解明という本論文の主たる目的を紹介する。次いで、19世紀東アジア国際秩序の変容、とりわけ西欧的国際秩序観の波及の中で、日中それぞれの国際秩序観がいかなる位置関係の変化を来たしたか、という問題意識についても触れている。

第1章においては幕末・維新期の日本外交と日清交渉の背景ないし前史として、3人の思想家の対外意識を扱っている。すなわち第1節で「西欧との対峙、中華との対峙」という視点から吉田松陰を取り上げ、前史としてはやや紙数を費やして(27頁)、松陰の中国観と国際秩序意識を詳しく論じる。そこではその「兵学的思考」が、対外意識や国際関係観において果たした役割が強調される。第2節では、「開化への遠い道程、津田真道」として日清修好条規交渉に携わった洋学者・津田の対外観を取り上げ、西欧と中国への津田の思想的スタンスについて考察している。そこでは、津田の初期の知的営為として身につけた「兵学的」観点と西欧文明との距離感のあり方に重点が置かれている。次いで第3節は「東洋対西洋の戦略構図、名倉信敦」として、幕末期から修好条規交渉までの日清外交の実務に携わった名倉の思想と行動を取り上げる。そこでもやはり、「兵学」の観点と「西洋と東洋」という対峙意識に焦点が当てられ、とりわけ「日中提携による西欧への対抗」という名倉む明瞭な立場が強調されている。

続く第2章では、幕末から明治維新にかけて徳川幕府および明治政府が、現実にどのような対清政策を描いていたかを分析する。まずこの問題に関する一次史料が、他の時期あるいは他の外交問題と比べてとりわけ少ない現状が紹介され、併わせて日清修好条規に関する先行研究の多くがもっている歪みや問題点にも言及がなされている。さらに本章では、従来の修好条規研究が、同条規交渉は西欧列強を模倣した日本の膨張志向の発端となったと決めつけたり、交渉担当者や政策決定者の片言隻語に限られた史料だけで過大に評価される傾向が強かった点が明らかにされている。その上に立って、申請者は、当時の日本政府が内憂外患の下できわめて慎重に政策を進め、むしろ数々の個別の懸案に忙殺されつつ、対応していった実態を描き出している。

第3章は、前章までの前提の上で、いよいよ日清修好条規の最終的な成立過程を詳細に検討する。すなわち明治3年(1870年)の柳原前光らの清国派遣の過程およびそこでのいわゆる「日清国交交渉」、さらに翌4年(1871年)の修好条規締結交渉が多く紙数を割いて考察されてゆく。申請者はとくに、先行研究においてこの両年の交渉を「予備交渉」と「本交渉」として一連の交渉過程と捉えてきたことが誤りであることを史料に即して実証している。また、この章では前章で対外思想面から取り上げた名倉信敦、津田真道が、実際にこの両年の日清交渉において果たした役割に注目し、政治外交史と対外思想史との架橋を試みている。また、この間の対日交渉の責任者であった李鴻章の政策と交渉姿勢を、その対外秩序意識

と関連づけながら、詳細に追ってゆく。とりわけ、近年研究者に閲覧が可能となった台湾中央研究院所蔵の一次史料に依拠して、李鴻章の対日観と対日政策を掘り下げて検討している。

このような日清修好条規の成立過程の分析を経て、第4章においては実際に締結された条規の各条項が現実の日清関係、そして日清間の新展開を凝視していた西欧列強にとって、どんな意義と問題を提起したかを、実務外交の側面も交えて逐条的に詳しく検討する。

それを受ける形で、第5章は日清修好条規の「その後」と題し、西欧列強の態度の変化や日清交渉に関与した名倉、津田の立場に生じた変化などを考察している。これに加え第3節においては、やや紙数を費やして、1880年代にまで至る修好条規改正をめぐる日清間の交渉を、エピローグ的な位置づけながら詳細に分析している。ここでは、井上馨、森有礼、榎本武揚らの条規改正をめぐる対清交渉を取り上げ、明治中期の日本外交に生じつつあった変容の中で、結局、なぜ条規改正の合意が成らなかったかを考察し、そこに日清間の国際秩序観における相互のズレと当時の状況に発する深い問題が存したことを明らかにしようと試みる。

最後に結論では、前章第3節のこの分析と考察を受けて「条規体制」という概念を提唱し、東アジアにおける西欧的国際秩序への対応の一類型としうるのではないかと、という視点を提起している。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、日本外交史研究あるいは東アジア国際政治史研究において研究史上、多くの点で一つのギャップをなしていた日清修好条規の締結（1871年）という問題に取り組み、多くの新しい知見を提起したものと評価できる。加えて、外交史と国際関係思想ないし秩序観の総合をめざした、大変意欲的な試みといえる。

まず本論文の依拠している史料および資料についてであるが、交渉関係においてはこの問題に関し清国側の最も中心的な公文書（档案）である「総理各国事務衙門档」は近年ようやく研究者に利用可能となったものである。本論文が、この「清档」を台湾中央研究院近代史研究所において系統的に閲覧・利用し、本論文の中心部分の一つである交渉経過について、従来の研究が十分明らかにできなかった清国側の交渉姿勢を明瞭に解明している点は高く評価できる。また摘記すれば「上書建白書」「職務進退」「清国通信始末」「使清締約始末」など日本側の公文書や「花房義質関係文書」あるいは日本側全権の柳原前光の遺した「使清日記稿」その他の多くの未公開の一次史料を、内外各地の関係機関で閲覧・参照に務めている。とくに、従来ほとんど注目されてこなかった名倉信敦の関係史料をかなり網羅的に渉猟し、本論文で広範に利用した点は評価に値する。その他の論題についても未公開の一次史料にきめ細かく当たっている努力は全体として十分多としうるものである。

次に内容に関しては、まず日清修好条規をめぐる研究史上において、従来のものに比して多くの点で果敢な取り組みを行っており、これまで通説的に受取られてきた解釈のいくつかを十分な説得力をもって修正している。また交渉の展開についても多くの新事実を発掘し、あるいはこれまで曖昧にされてきた事実を確定させている。たとえば、条規締結に至る過程での西欧列強諸国が日本政府に加えた圧力の実態や、清国代表・李鴻章の交渉戦略の内実、さらには津田案（当初の日本側草案）作成の真意などについて、従来の研究を大きく越えた斬新な視点と解釈を実証的に提起し、日清修好条規の研究に新境地を開いている。

個別的にも、名倉信敦の果たした役割、とくに彼を中心とした幕末期からの日本の対清外交の実態とその流れが明瞭にされている点も本論文の注目すべき成果といえる。また当該時期の日本の国際関係思想を論じるに当たって、「兵学者」という概念を導入したことは一つの貢献と評価できる。さらに第1章において広範に取り扱っている吉田松陰の対外秩序観の分析と考察は、従来の松陰研究を多くの点で凌駕する大変優れたものとなっている。ただし難を言えば、この松陰論が論文全体、なかんずく日清修好条規締結をめぐる日本の対外態度にどのような位置を占めるのか、その関連づけが十分に行われていない点は付言しておく必要がある。また、条規締結後の、日清間のいわゆる「条規体制」論の掘り下げは不十分と言わねばならない。

とりわけ、中華的世界観と現実の国際関係との乖離に対して、清国外交がとった対応については、本論文の解釈や評価は不十分で、この点は国際秩序観の問題を一つの柱として扱う本論文においては無視できない問題点となっている。その他、

津田真道の実務家としての評価についても、不徹底な点がある。これらはいずれも、本論文が外交史・国際政治史研究という従来の研究の枠にとどまることを潔しとせず、あえてそこから踏み出し、文明観や思想、国際秩序論といった大テーマとの総合をめざした、構想上の意欲の大きさに起因していると言うべきであろう。こうした点を論文全体の評価にどのように位置づけるかという点は、たしかに難しいものを含んでいるが、あくまで本論文は「日清修好条規の研究」として扱われるべきものとするならば、上記の問題点はいずれも二次的なものと位置づけることができる。その上で、副題に謳っている「日本・中華帝国・西洋国際社会の三角関係と東アジア秩序の二重性」という問題意識が、どのように位置づけられるかを考えることが、本論文評価の中心点の一つとなってくる。

具体的に言えば、既述した通り、本論文は日清修好条規研究としては、多くの点で従来の研究水準を大きく越える重要な貢献を行っている。とりわけ、本論文の第2章以下で展開されている日清間の外交展開と幕末・維新时期をまたぐ近代日本外交の「生成過程」を描き切った申請者の研究上の力量は十分明瞭になっている。また、第1章の吉田松陰論は、これまでになくユニークで、かつ深い洞察力を感じさせるものである。また、この大部な論文全体をまとめ切っている申請者の研究者としての力量は十分なものと評価できる。さらに、日本、中国、西欧という三つの「文明空間」に取り組んでいるその視座の大きさも併わせて十分な評価の対象となりうる。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成20年2月5日、論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。